

薬第212-1号  
平成23年5月17日

各市町村衛生主管部（局）長 様

埼玉県保健医療部長  
（公印省略）

殺虫剤の配布について（通知）

日ごろ本県の保健衛生行政の推進につきましては、格別の御支援、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年5月15日、越谷市内において自治会が配布した殺虫剤水性サフロチン乳剤「ES」（プロペタンホス3%：医薬品）を誤飲して2名が意識不明となる重大な事故が発生しました。

この原因は、市が自治会に配布した殺虫剤を自治会がお茶のペットボトルに小分けして配布したため、飲料として誤認され発生したものです。

医薬品の小分けは医薬品の製造行為に該当するため、薬事法第13条に基づく製造業の許可が必要となるだけでなく、その取り扱いによっては生命に関わる重大な事故に繋がる危険があります。

つきましては、殺虫剤の小分けを厳に慎むとともに、再発防止の徹底をお願いします。

担当：薬務課販売指導担当

電話：048-830-3622